

建設環境委員会

平成21年3月3日（火）

午前10時3分～午後0時34分

議会第4会議室

【出席委員】副島義和委員長、池田正弘副委員長、堤 正之委員、原口忠則委員、永
瀧利己委員、嘉村弘和委員、森 裕一委員、田中喜久子委員、片瀨時汎
委員、黒田利人委員

【欠席委員】なし

【委員外議員】なし

【執行部出席者】

- ・建設部 桑原部長
 - ・環境下水道部 河野部長
- ほか、関係職員

【案 件】

- ・付託議案（先議議案）の審査、採決

○副島委員長

おはようございます。これより建設環境委員会を開催いたします。

先に皆様にお知らせいたします。会議録作成支援システムを使用しますので、発言をされる方は必ず挙手をし、指示を受けてから、マイクの青いボタンを押し、発言をしていただきますようよろしくお願いいたします。

また、今回の委員会から会議録をホームページに公開することになりましたので、よろしくお願いいたします。

それでは、委員会の審査日程について、お手元に配付しておりますとおりの日程で進めていきたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないようですから、この審査日程どおり、当委員会に付託されました議案について、審査をしていきたいと思っております。

また、現地視察について、審査後、改めて委員会の皆様にお諮りしたいと思います。

環境下水道部の方は、御退席よろしくお願いいたします。

◎執行部退室

○副島委員長

それでは、建設部の議案の説明を求めます。

一般会計補正予算、第13号議案について、御説明をお願いいたします。

◎第13号議案 平成20年度佐賀市一般会計補正予算（第5号）中、第1条（第1表） 歳出

第8款、第3条（第3表）第8款 説明

○副島委員長

説明がありましたので、御質疑をお受けいたします。

○嘉村委員

1点ですけど、補正予算に関する説明書の88ページ、これの街路事業費、13節委託料、それと用地費も出てくるでしょうけども、この委託料の中に曙橋の用地が交渉難航しているということでありましたが、今曙橋は、橋梁工事に入っていますよね。それにこれが影響してくるのかどうか。それと難航の理由は相手さんがあることだからなかなかオープンにしにくいこともわかりませんが、できるだけ言える範囲で説明をいただきたいと思います。

○黒木道路整備課長

曙橋の工事そのものとは、こちら用地補償が3名いらっしゃるんですけども、直接関係はございません。あとは用地補償の交渉難航の理由ですかね。

○道路整備課街路整備係長

先ほど繰り越しの説明でございましたように、成年後見人、地権者の方が判断ができないような状況ですので、成年後見人制度の申請を今行っている段階で、その事務手続が長引いているということです。ほぼもう了解はとれております。

以上です。

○嘉村委員

これは今3件とおっしゃったけど、その中の1件がこれでしょう。

○道路整備課街路整備係長

そうです。

○嘉村委員

あと2件は、ほかの理由があるわけね。

○道路整備課街路整備係長

成年後見人制度を使ってるのは2件今ございます。

○嘉村委員

3件とおっしゃったけど、今の説明では2件ね。けども、1件についてはどんな理由なんですか。例えば、移転があつて代替地がないとか、そういう理由なんかもあるのかないのかね。言える範囲でもう1件教えていただければと思います。

○道路整備課街路整備係長

今、難航しているのは2件です。

○嘉村委員

2件ね。

○道路整備課街路整備係長

2件です。

○嘉村委員

わかりました。

○副島委員長

次にございませんか。

○田中委員

90ページの嘉瀬川ダム振興計画公園整備の委託料の減ですけど、入札減ということでしたけれども、全体の中でいくと何%ぐらいに落ちて、4カ所で2,400万という結構大きいんですけど、どのぐらいのパーセントで落札で入札減になったんですかね。

○吉原緑化推進課長

こちらのほうで予算を——ちょっと手元に詳細な資料を持ちませんが、約半分近くの金額で落札が行われております。

○田中委員

要するに、規模変更とか内容変更で小さくなったからということの理由なんですか。それとも、その半分という最低価格とかいろいろあると思いますけれど。

○吉原緑化推進課長

これは私どもで見て、当初の規模で入札をかけましたところ、落札がかなり大幅に下回ったということで減額に、この金額は2,300万余りになります。

○田中委員

安くなったこと自体はいいんでしょうけれども、適正とか工事の設計の中身とか、チェックはされていると思いますけれども、ぱっと聞くと半分というのは非常に入札の中身として大丈夫のかなという心配が額から見ると思うんですけども、その辺は設計の内容とか適正の問題とかいうのはどこでどういう形でチェックをされたんですかね。

○吉原緑化推進課長

入札かける前に、委託するに当たってはちゃんと仕様書に基づいて発注するわけですけども、それに応じた落札でありました。で、落札後についても、これ2社ありますけども、2社とも今地元も含めて回数を重ねながら、当初の仕様に基づいて今やっていって特段の支障はございません。内容も縮小するとか少し簡素化するとかそういうことではありません。一応、成果品としてきちんといただくようになっております。

○副島委員長

よろしいですか。

○田中委員

よろしいですかと言われたらよろしいんでしょうけど、それならそんなに安くできるのかなと。それなりに仕様するに当たっては、このぐらいのいろんな経費も含めて計算をされて、大体その価格を決められていると思うんですけども、それで半分で内容的にも十

分にできますというのほどここに無理がないのかなというふうにちょっとと思いますが、それで十分できるとすると、今度、設計の価格そのものが、じゃあ、ちょっとどうだったのかという話に逆になってしまうわけですが、そこら辺は原課の判断ですから信頼はしないといけないんでしょうけど、ちょっと今の説明だけでは何か心配が払拭できないんですが、そこら辺はどうなのでしょう。

○吉原緑化推進課長

設計等入札手続は普通どおりやっておって、結果的に低額で落札をされたということなんで、そういう心配も片方にはあるかもわかりませんが、落札されて契約された方とはちゃんと契約に基づいてやってもらうということで、その辺は割り切ってといたしますか、お互い契約に基づいてやるだけのことで、それ以上の心配はしていません。

○副島委員長

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようでございますので、次に、一般会計予算、第66号議案について説明をお願いいたします。

◎第66号議案 平成20年度佐賀市一般会計補正予算(第6号)中、第1条(第1表) 歳出第8款、第2条(第2表)第8款 説明

○副島委員長

説明が終わりましたので、御質疑をお受けいたします。

○森委員

説明書の3ページの自歩道の関係なんですけど、ちょっとお尋ねなんですけど、とりあえず4,000万で南部3町と諸富をやるということで、この時点で今言われた試験的に、一景観飛びにやっていくということなんですけど、もしそれでいいことになれば、この個数が減るという可能性があるんですかね。

○黒木道路整備課長

今ここに書いておりますのは、大体電柱置きにずっとつけるという計算で、また50メートル間隔ですね。それで設置していますので、仮に、これが100メートルとかなれば設置数としては減ってくると思います。

○森委員

それと、大和、富士、三瀬については、これも21年度の新年度予算で――途中で補正予算を組まれて、最終的には全部22年の終わりに終わってしまうということを計画されていますか。

○黒木道路整備課長

北部につきましては、一応22年度で予定しています。今の4,000万で21年度がいっぱい工事をして、22年度新たに予算をつけて22年度でやっていくと、そして、2カ年でほ

ば完了させたいというふうに考えております。

○森委員

それじゃあ次なんですけど、きのうもちょっと質問出ましたけど、佐賀駅周辺の排水対策なんですけど、ポンプをつけるとこと駅周辺、かなり距離がありますけど、私もちょっと心配しています。かなり道路が陥没、低いところがあって、排水路だけの原因じゃないだろうと私は思うんですよ。ポンプでこの2トン、2台ですか。で、十分ここを吐き得るのかどうなのか、ちょっとお尋ねします。

○江頭河川砂防課長

今おっしゃったように、このポンプをつけて、それで駅周辺の排水がこれでオーケーなのかというと、そういったものではございません。基本的には、きのうの議案質疑でも御説明、答弁したように、現在、駅周辺の雨水排水を受け持つのは、十間堀川でございます。十間堀川の整備と、それに駅周辺からつながる2本の雨水幹線がございます。大富士川の雨水幹線、愛敬雨水幹線、そういった雨水幹線の整備が基本的なものでございます。ただし、やはりその整備完了までにはかなりの年数がかかります。また現在、駅周辺の浸水の原因においては、当然、地盤的なそういった周りよりも若干低いといった形で、一番低いのはこの役所のところから北のほうに真っすぐ行ったラーメンファミリーというところがございまして、あそこが一番地盤が低いところで、あそこが一番浸水の頻度が高いところでございます。そのところを緊急的にやはり浸水の解除を少しでも軽減していく必要があるということで、コンマ2.5トンの2基のコンマ5トンで緊急的な排水といった、そういった位置づけでお願いをしているところでございます。

○副島委員長

ほかにございませんか。

○嘉村委員

黄色い表紙の17ページ、4目、緑のまちづくり推進費、この説明会で東与賀の干潟公園の緑化推進、緑化計画を行うと。それで土木工事を行うというふうなお話で、この1万本の植栽をするんだという話ですけども、ちょっともう少し詳しく説明をいただけますか。

○吉原緑化推進課長

上が有明海ということでちょっと逆になっておりますけども、東与賀の干潟公園、こういう大きさが8ヘクタールぐらいあるということなんで、今ずっと平野部の緑化計画というのは県の指導もあったりして、もっと山間部から県内の緑化計画をしていく中で、平野部にも緑をふやしていこうということなんで、私どもも県もですけども、どっかないかということなので幾つかの私有地ではなかなか厳しいことがあるもので公園の幾つかを考えております。以前からも議論がされておりましたので、山から海に向けて緑をつくっていこうということなので、その中の海の部分ということで、この干潟よか公園のちょうどこの上が有明海になりますが、この堤防沿いに、潟沿いといたしますかね、これに沿って約300メ

ートル、九電さんもかなりこういった運動をされているということでいろんな援助をしていただくということで、資料の提供も言われています。この緑の部分、約300メートルほどございます。おおむね10メートル前後で、平均的に斜面がありますけど、それを利用してやっていこうと。今、いろいろ規模を考えて若干東側、あとさらに幾らかふやせないかということで今その検討をしている最中でありまして。

これは県内にも幾つか大町とか、あるいは2年前、3年前は富士町のカメイ岳で同規模でやりまして、今回も1万本からマックスで一万四、五千、いわゆる密植方式でやっていくというやり方になります。1平米当たり3本か4本幼木を植えるということでだんだん淘汰されて自然と森になっていくというやり方を企画しています。数年たたと結果は出てきませんけども、途中の管理もお願いしていくと。これはまだ詳細な詰めは今から実行委員会方式をとって市民の皆さん、団体、いろいろみどりの団体ございますので、そういった団体の皆さんと一緒にいっていきたくて、やっていくという作業で実行委員会方式になってその中に佐賀市も入っていくという形にしていきたいというふうに考えています。

○嘉村委員

今後のその管理についてはどこがどうやっていくんですか。

○吉原緑化推進課長

今私たちが受けている範囲では、3年程度は一定程度の草刈りとかも下草刈りみたいなのも必要だろうけども、それ以降についてはだんだん木も淘汰されて、そう管理は要らなくなるだろうというふうにおっしゃっていますので、そういった事例もあっていますので、私どもとしてはボランティアの方が植えていただくということなんで、何年かおつき合いもしていただくかという呼びかけをしていきたいというふうに考えています。

○嘉村委員

これは土木工事というふうにおっしゃいましたけれども、そういう工事を発注するときはその原価で土木工事というふうなことでいくと、契約検査課のほうでは、いわゆる土木屋さんに出してしまうと、単純にですね。そういうふうの流れがなくなってしまふわけですね。この工事に関しては、1万本の植栽をする、最終的には幾つかが淘汰して森が形成されるんでしょうけども、そういう意味では造園の方々の範囲もこの工事にはあるんじゃないかというふうに思うわけですね。造園産業で受けてもいい範囲だなというふうに思いますので、せつかくのこれ緊急交付金でありますし、まあ、一つは経済対策として国が予算措置をしていますから、そういう意味では土木工事だけでなく幅広く業者さんが参加できるような、そういうふうな入札の範囲も考えていただきたいなということを感じましたね。だから、極めてこれに関しては造園の知識、まあ、土に関する知識がなからんと、ただ単に造成だけでやったらいいかという問題ではないでしょうから、そこんところしっかりと念頭に置いていただきたいなということを申し上げておきます。

以上です。

○吉原緑化推進課長

この干潟よか公園の芝生が張ってありますけども、それをその部分を少し掘削して土を新しいものと混合してやっていくというやり方が中心になると思いますので、委員おっしゃったことについては、少し検討は、どういう内容になっていくかというのはもう少しわからない部分はありますけども、基本的には土をまぜていくという作業が大半だというふうに考えていますので、その中で周辺の既に植栽されている樹木の分の配慮はその時点で。

○嘉村委員

僕が言っているのは、この工事が700万ぐらいですかね。発注が行われるわけですよ。このときに、単純にいくと土木工事で、いわゆる建設会社に行ってしまうわけですよ。ただ、これは（発言する者あり）だから、どこが管理するかという話やったら、その土質の関係もあるし、今後植栽をすることありますから、土質の関係もあるから専門知識を持つ造園業者の人も、これは対象としていいんじゃないかと。受注のですよ。むしろそっちのほうがいいんじゃないかということ申し上げているわけですよ。

だから、どこが管理するかの問題であってね、（マイク切れ）建設業の方もそうですけども、この件についてはね、造園業の方のほうが適しているんじゃないかということをお願いしているわけですね。そうせんと機会均等からして、全体の予算見てもほとんど土木業者の人しか行けないような工事しかないわけです、全体的に見て。だから、せつかくのこういう機会であるから、そういう造園屋さん、あるいは、その緑化推進課に関係ないかわからないけども、ほかの課に関しては小さな小規模事業所でもね、そんなところにまでお金が行くような配慮、そういうものが必要であるということを含めて、それからこの事業の質の内容を考えれば、そういうところも造園業の方を中心とするということも考えていいんじゃないかというふうに思っていますんで、どうぞ念頭に置いてくださいと言っていました、じゃあ、改めてその件についてはどう考えますかということを加えて聞きます。

○桑原建設部長

今の質問まことにそうと思います。今回第66号議案につきましては、まさに緊急対策というふうなことで、確かに土木事業がかなりあります。そういった中で今言われたような部分につきましては、十分、造園とか土木の分野、そこら辺に当然配慮をしながら検討していきたいと思っておりますので。

○副島委員長

ほかにございませんか。

○池田副委員長

ちょっと自歩道の分に戻って済みませんが、この設置箇所の選定とかそういったものは、恐らく地元からの要望とかをされていると思いますけども、その基準とかそういったものがあるのか。それと、先ほどもちょっと嘉村委員言われましたように、発注をこれは

どのようにされるのか。やはり生活対策でありますので、末端にまで行き渡るようにということで、この部分についても再度お願いしたいと思っておりますけれども、その辺2点ちょっとお願いします。

○黒木道路整備課長

発注業者につきましては、これまでも旧佐賀市内は電気業者、電気工事業者のほうに発注いたしまして、前回、電灯は支給品という形でやりましたけれども、今回は全部込みで、電球は支給じゃなくて工事費と材料込みで発注をしたいと。それで、業者としましては電気関係が主になりますので、電気業者になると考えています。

○池田副委員長

それはもう一括してどっかにということじゃなくて、ある程度ばらけているんですかね。どうですか。

○黒木道路整備課長

当然、一括ということじゃなくて区域割りは当然していきます。

○副島委員長

ほかにございませんか。

○池田副委員長

設置箇所の地元の要望とかずっと上がってきてその中で選んであると思っておりますけれども、その基準とかなんとかというのは当然あると思っておりますけれども、それはどうなっているんですか。

○黒木道路整備課長

自歩道照明連絡調整会議という連絡調整会議を各支所ごとに設置しております。PTAの方とか自治会、防犯協会、交通安全協会等の中から、その中でどこに特に指定をしようとかですね。指定路線はいっぱいあるんですけども、全部というのは100%設置するのはちょっと無理な話ですので、その中で特に利用頻度が高いところ、路線についてその協議会の中で決定をしていったということでございます。

○副島委員長

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

御質疑がないようでございますので、これをもちまして建設部の審査を終了いたします。

◎執行部退室

○副島委員長

それでは、環境下水道部の議案の説明を求めます。

一般会計補正予算、第13号の議案について説明をお願いいたします。

◎第13号議案 平成20年度佐賀市一般会計補正予算（第5号）中、第1条（第1表） 歳出
第4款（第1項を除く）、第3条（第3表）第4款（第1項を除く） 説明

○副島委員長

説明が終わりましたので、御質疑をお受けいたします。

○堤委員

先ほどの説明の中の66ページのところです。補正予算の分ですね。最終処分場のところの工事請負費ですか、ごみの分別を取りやめたということで、1億円余りが減額の補正が組み込まれておりますけども、もともとかさ上げ工事をやって30年の延命を図るといふこととか、それから、今既存のごみを分別をして焼却するものは焼却するといふことを進めていращやるわけですが、こういったものといふのはもともと計画の中に盛り込まれてたことじゃないのかなと思うんですが、いわゆる、その原料を減らさなくても30年はもてるといふようなお話があったりいろいろしていましたが、もうちょっと詳しく整合性のある話をしていただきたいなと思っております。

○田中環境センター所長

当初、計画でごみ処理をやるということで予算化しておりましたけども、なるべく容量をふやしまして延命化を図りたいといふことで、そもそも3万5,000立米の――再度、泥を処理して、埋め立てを処理しまして、約15%程度がごみが処理できるだろうといふことで、立米にしますと5,000立米からちょっとぐらいあるかなといふことで、推量にしまして大体1年分の埋立量的になります。その分についても、この際やはりできるだけ延命化を図りたいといふことで、こういう計画を上げておりました。それと、埋め立ての中身も心配されるところがございましたので、この際処理をしてみようといふことで計画を上げておりましたけども、実際工事を行おうといふことで、テストを行ったところがかなり時間がかかってしまう、あるいは処理費用がさらにかかるというふうに判断がされました。今後については、取水管等の布設がまだ今後業務が残っておりますけども、それに対するの支障になることはないと思われまして、今回掘削等試験したときにも、そのごみ質自体は水質も悪くなくて、ここで処理しなければならぬものではないといふことがさらに確定しましたので、これだけの費用をかけて1年間の延命を図るには効率的ではないといふふうに判断しましたので、今回は取りやめたいと。あとは取水管工事が後々水処理関係の更新を図るときに一緒にやっていきたいと、そういうふうに考えて今回取りやめております。

以上でございます。

○副島委員長

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようですので、次に特別会計補正予算の第17号議案から20号議案及び67号議案について一括して説明をお願いいたします。

◎第17号議案 平成20年度佐賀市公共下水道特別会計補正予算(第4号) 説明

◎第18号議案 平成20年度佐賀市特定環境保全公共下水道特別会計補正予算(第3号)

説明

◎第19号議案 平成20年度佐賀市農業集落排水特別会計補正予算（第2号） 説明

◎第20号議案 平成20年度佐賀市簡易水道特別会計補正予算（第2号） 説明

◎第67号議案 平成20年度佐賀市公共下水道特別会計補正予算（第5号） 説明

○副島委員長

それでは、説明が終わりましたので、御質疑をお受けいたします。

まず、第17号議案のほうからよろしく願います。

○片渕委員

藤色の説明書の43ページ、5目下水浄化センター費の1,700万円の減について、この前勉強会で少し、きょうよりもちょっと詳しく説明されたような気がして、きょうは、その減量ということだけの説明だったけども、単価を当初2社やったら7社にしたとか何とかというのは、きょうちょっとその説明がなかったよね。だから、その辺もう少し詳しく、この1,700万円の減の理由をもうちょっと説明していただきたいと思います。

○山口下水浄化センター所長

単価についてですが、19年度からの流れをちょっと御説明したいと思います。19年度は2社で当初始めまして、1万1,000円台の2社でございました。後半に入りまして、2社で処理ができなくなりまして、1万7,900円の2社を追加して4社で処理を行っていただきました。20年度の当初予算のときはこの安い2社に1万1,000円台で予算をお願いしとった関係上、20年度に入りまして2社で処理ができないということで、最終的には7社になりまして、その金額といたしましては一番安いのが1万1,500円から1万5,500円、1万6,800円の会社もございましたが、この時点では契約をしなくて、一番高いのは1万5,500円という会社がございます。全部で7社です。そういった関係と汚泥の減量化はしたものの前年度並みに上半期しなかったものですから、これでは最終的に800万の予算不足が生じるということで12月補正をお願いしました。ところが、10月からいろいろ創意工夫をいたしまして、減量化がかなり進みまして1,700万の余剰が出るということで今回減額をお願いした次第でございます。

以上でございます。

○片渕委員

わかったごとわからんごとちょっとよくわかりませんが、いずれにしても、がしこ安くなったと。そいけんよかことということだろうと思うんですね。有用微生物を入れて、そして実験と称して、実際は実験やなかったけども、実際は実稼動でやったわけよね。あれを当初は実験と称したけど、まあそれも効果があったんでしょ。あるいは返送汚泥による効果もあったでしょ。あるいは溶存酸素濃度の減収による効果もあったでしょ。そういった総合的な効果で汚泥が減ったということで、結果的に1,700万と。その後、平成20年度、要するに予算にも反映されていると思うけど、いわゆる変更予算というかな。

10月から——10月からというか、昨年だな、20年度の4月から19年度にね、焼却炉が壊れたから搬送業者を長崎の搬送業者にかえて、そして実は大村のほうにも持っていったらったと。その業者がマツダクリーンサービスという、そういった会社だったと。ところが、マツダクリーンサービスにおいては、この前一般質問でも指摘したけども、結果的に問題なかったという判断だろうけども、長崎県からマニフェスト違反という指摘を受けて、汚泥の搬入許可を得るにちょっと時間を要したこととかいろいろあったですよ。それで最終的には1年分の申し込みやっただけども、ずっと細切れでしたけども、まだマツダクリーンサービスさんは今、福岡高等裁判所でへの391号という——これは裁判所の裁判名です。への391号という今口頭弁論中でありますけども、そこで提訴されておるんですね。だから、そういったような関連で、どうもマツダクリーンサービスさん、それは長崎県の許可業者やけん、運搬は廃掃法に基づいて、それでよかということかもわからんけども、佐賀市として依然としてマツダクリーンサービスさんのことの件については問題ないと思っっているかどうか。またこれもきょうは21年度の予算審議じゃないけども、21年度も当然、当面は続くわけよね。10月ぐらいから多分例の堆肥化施設が稼動するでしょうから、それまでの間には当然そこの関連もあるわけですよ。だから、その辺も含めて、そういったものもあるという情報のもとで、マツダクリーンサービスさんとの契約に問題ないかどうかということについてちょっとお伺いをします。

○山口下水浄化センター所長

マツダクリーンサービスにつきましては、私も何度も現地、工場を見に行きまして、においと粉じんとか、周辺も調査いたしまして、ほとんど問題とは感じない程度で、いい製品ができておりました。製品も少しもらってきまして、うちのほうで花壇のほうで実験もしていますが、臭気等は全然問題ないレベルでございます。それと裁判につきましても、私たち情報を聞いておりますが、一審のときも勝訴されましたし、その後の控訴につきましては、かなりの控訴された人数等も減ったと聞いております。それと、大村から自然を守る会の人たちが来られまして、他県からは持ってこないでくれというようなことを言われましたが、その後の公害苦情等は大きく聞いておりませんので、ことし21年度も半年間、堆肥化施設ができるまでは契約をお願いしたいと考えております。佐賀県内業者では佐賀浄化センターから発生する汚泥を処理できる業者というのは、全量業者処理は無理でございますので、他県にお願いせざるを得ないと考えております。

以上でございます。

○片渕委員

では、ちょっともう一度くどいようですけども、再確認しておきます。

20年度のいわゆる汚泥搬入について、21年度はまたこれからのことではしょうけども、マツダクリーンサービスさんで別に何も問題ないということの確認を当局はされているということでもいいですね。

○山口下水浄化センター所長

そのことで長崎県庁に年末にお話に行きまして、マツダクリーンについて今のところ全然問題ないということで、21年度の許可もお願いしますということでお話をきて、今手続中でございます。

○副島委員長

ほかにご覧いませんか、17号は。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようですので、続きまして18号の特定環境保全公共下水道特別会計補正予算の件で御質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようですので、次に、19号、農業集落排水特別会計補正予算について御質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようですので、続きまして、第20号議案、簡易水道特別会計補正予算案について、御質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようですので、続きまして、67号議案、公共下水道特別会計補正予算5号についてございませんか。

○片渕委員

67号議案ですけども、今度の緊急経済対策というんですかね。追加補正になったもので。まあ、900万が計上されていて、これは尼寺雨水幹線整備事業ということで実施されるわけですけども、これは大和ですけども、実態としてこの採用するに至った——例えばね、去年は6月19日にああいった雨が降った。それで、さっきは20年度の補正の中で、駅周辺のことについての議案質疑もあったし、ああいったダメージがあったというのはわかる。ちょっと大和に行っていないから、私も現地見ていないからわからんけども、ここをしなきゃいかん理由、これちょっと説明してください。もう500戸もちょっと水につかったと。もうあそこんにきの道路もう一ごとして、もう水につかっちはろうてどがんとされんやっただ、そういったようなことがあるのかどうか含めてお願いします。

○江頭河川砂防課長

大和の尼寺地区の件でございますけれども、昨年大雨のほかにもこれまで再三、特に尼寺団地付近につきましては、県道から上流、春日地区、そこら辺からの雨水排水のために団地がつかっている状況でございます。

さらに、昨年の工業団地の誘致の場所が尼寺団地の東側に隣接するという、そういったことが決まりまして、その工業団地の排水とあわせた形の汚水排水を計画する必要があるということでございます。

以上です。

○片渕委員

参考までに、昨年の6月19日のゲリラ豪雨というのかな、ああいったことで、ぼっかりじゃないけども、時々降る30から50ミリということで、浸水するところが合併後の町も含めて相当佐賀市内にあると思うんですよね。その辺の把握については当然されておられると思うけども、現状として——これはちょっと議案外の質問のごとして、ほんに申しわけなかばってん、現状の把握と、それからあと今後はどがんふうにしていかれるおつもりなのか、ざっとした質問ばってん、ちょっとお願いします。現状の把握と今後のそういった雨水による淡水防除の解消に向けての取り組みについてはいかがが当局は考えておられるかということですよ。

○江頭河川砂防課長

昨年の6月19日に時間雨量40ミリ以上50ミリ前後のそういったゲリラ豪雨が発生したわけです。最近そういったゲリラ豪雨等が何回かある。そういった地球温暖化現象といった中でそういった雨が降っているわけですがけれども、当然、合併した全佐賀市の中でも、そういった浸水による被害はそれなりにあちこち出ているというのは把握をしているところでございます。じゃあ、具体的にどのような形でそういったものを進めていくかということについて、全体的にまずどのような形ですかということ、そこまでは至っておりませんが、まずは昨年の6月19日の旧市街地のまちなかの排水をどのようにするかということについては、まずは佐賀駅周辺のまちなかの雨水を受け持つ十間堀川の整備というものがまず急務でございます。それについては、平成15年から着手をしております、一時ちょっと休止をしておりましたが、新年度21年度からは十間堀川の再開を予定にしております。当然、その整備とあわせて、それにつながる、駅周辺につながる縦軸の雨水幹線というものがございしますが、そういったものの整備に入っていく必要があると考えておりますが、やはりまちなかの雨水事業ということで、非常に高いメートル当たりの単価というものがかかるわけでございます。そういった意味の中で、なかなか単年度の事業費というものが思うように進捗していない、そういった状況の中ですけれども、ハード面だけではなくてやはりソフト対策といった、そういった従来の河川、水路、公有水面等の維持管理をしながら、当面の措置として対応していきたいと思っております。

以上です。

○副島委員長

よろしゅうございますか。ほかに。

○永渕利己委員

先ほどの67号議案のところで、下水道の大和の尼寺地区ということで、先ほどの説明では工業団地の件が出ておりますけど、この900万ぐらいの増額ぐらいで工業団地の予定の水が引けるか何かということも心配をしております。あそこは大和地区が遊水地帯になっ

たところ、ここは遊水地帯になっておりますからですね。900万ぐらいでどのぐらいに考えられていますか。

○江頭河川砂防課長

900万の内容につきましては、大和地区、そこら辺の周辺の雨水対策をどのような形で雨水を処理するかといった、そういった業務検討の委託内容でございます。当然以前から当地区は浸水等しているところございまして、排水先がなかなか厳しい現状の中でそういった浸水をしている現状でございますので、まずその雨水の流出量並びにその雨水排水先をどのように持っていくかという、そういった検討業務の内容でございます。

以上です。

○副島委員長

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようですので、環境下水道部の審査を終了させていただきます。

執行部の皆さんどうもありがとうございました。

◎執行部退室

○副島委員長

それでは、現地視察はいかがいたしましょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

では、採決をとらせていただきます。

それでは、採決をとる前に当委員会に付託されました議案について反対の意見はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

ないようでございますので、すべての議案について一括して簡易採決で行いたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしということで、そのように採決いたします。

当委員会に付託されました第13号議案、第17号議案から第20号議案、第66号議案、第67号議案について原案どおりすべてのものを可決すべきものとするに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、当委員会に付託されましたすべての議案について、原案どおり可決すべきものと決定いたします。

以上で採決を終了いたします。

それでは、本委員会の委員長報告をいかがいたしましょうか。

(「委員長一任」と呼ぶ者あり)

ほかに意見がないようですので、あとは正副委員長に一任ということでよろしゅうございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、建設環境委員会をこれもちまして終了いたします。どうもお疲れ様でした。